

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第44号

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例

相模原市簡易水道条例(平成18年相模原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

目次中「使用料」を「料金」に改める。

第2条中「。以下「設置条例」という。」を削る。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 共用給水装置 2世帯以上が共同で使用し、又は公衆の用に供する給水装置をいう。

第4条を次のように改める。

(用途の区分)

第4条 簡易水道により供給される水の用途の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 家事用 主として家事の用に供するものをいう。

(2) 業務用 店舗、工場、病院、学校、官公署その他の事務所等において営業又は事業の用に供するもの(次号及び第4号に規定するものを除く。)をいう。

(3) 一時用 工事その他一時的な用に供するものをいう。

(4) 公衆浴場用 公衆浴場(温泉、蒸し風呂その他特殊なものを除く。)の用に供するものをいう。

第9条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「1年」を「1年6月」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれに

相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「1年6月」を「2年」に改め、同条第3号中「若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校」を「又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)」に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、同条中第6号及び第7号を削り、第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第9条第4号中「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校」を「又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第9条第8号を次のように改める。

(8) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として、省令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する者
第14条第1号を次のように改める。

(1) 第9条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第14条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として、省令第14条に規定する者

第14条第5号及び第6号を削る。

第26条第1項第2号中「給水管」を「量水器」に、「用途」を「第4条に掲げる用途の区分(以下「量水器の口径等」という。)」に改める。

「第5章 使用料及び手数料」を「第5章 料金及び手数料」に改める。

第27条の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条第1項中「簡易水道の使用に係る料金(以下「使用料」を「簡易水道料金(以下「料金」に改め、同条第2項中「使用料」を「料金」に改める。

第28条(見出しを含む。)中「使用料」を「料金」に改め、「加えた額」の次に「(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

第29条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「使用料」を「料金」に改め、同条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(特別な場合における料金の算定)

第29条の2 月の中途において簡易水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合における当該月の料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 簡易水道の使用期間が15日以下で、かつ、使用水量が別表第1の表に掲げる基本料金の使用水量(以下「基本水量」という。)の2分の1を超えないとき。 基本料金の2分の1の額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 簡易水道の使用期間が15日を超えたとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたとき。 1月当たりの料金の額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

2 月の中途において量水器の口径等を変更した場合における当該月の料金は、当該月において使用した日数が最も多い量水器の口径等に応じて別表第1に定めるところにより算出して得た1月当たりの料金の額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、当該日数が等しいときは、当該変更後の量水器の口径等に応じて別表第1に定めるところにより算出して得た1月当たりの料金の額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたとき

は、その端数を切り捨てた額)とする。

第30条各号列記以外の部分中「用途」を「第4条に掲げる用途の区分」に改める。

第31条(見出しを含む。)中「使用料」を「料金」に改める。

第32条及び第33条中「第26条第1項に規定する」を「第26条第1項第1号の規定による」に、「使用料」を「料金」に改める。

第34条の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条中「使用料」を「料金」に、「納入告知書により告知し」を「納入通知書又は口座振替の方法により」に改める。

第35条(見出しを含む。)中「使用料の分割納入」を「料金の分割徴収」に改める。

第37条第1項中「設置条例第4条第2項に規定する葛原簡易水道若しくは牧野中央簡易水道の給水の区域内で」を削り、「納入金」を「水道利用加入金」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「とし、これに」を「に、当該額に係る」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、改造工事に係る場合においては、改造後の量水器の口径に応じて算出して得た額から改造前の量水器の口径に応じて算出して得た額を控除して得た額に、当該額に係る消費税額等を加えた額とする。

第37条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第38条第1項中「新たに配水管等」を「新たに配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)」に改める。

第42条第2号及び第44条中「使用料」を「料金」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第28条関係)

1月当たりの料金表

用途	量水器の 区分	料金の種別			
		基本料金		従量料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
家事用、 業務用及	口径25 ミリメー	4立方メー トル以下の	890円	4立方メートルを超 え8立方メートル以	20円

び一時用	トル以下	分		下の分	
				8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	153円
				15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	164円
				20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	220円
				30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	285円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	310円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
				口径30ミリメートル	10立方メートル以下の分
15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	164円				

			ル以下の分	
			20立方メートルを 超え30立方メー トル以下の分	220円
			30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	285円
			50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	310円
			100立方メートル を超え300立方メ ートル以下の分	338円
			300立方メートル を超え1,000立 方メートル以下の分	366円
			1,000立方メー トルを超える分	463円(家事用に あつては、366 円)
口径40 ミリメー トル	30立方メ ートル以下 の分	6,000円	30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	285円
			50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	310円
			100立方メートル を超え300立方メ ートル以下の分	338円
			300立方メートル を超え1,000立	366円

				方メートル以下の分	
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
	口径50ミリメートル	50立方メートル以下の分	11,500円	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	310円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
	口径75ミリメートル	100立方メートル以下の分	27,010円	100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
公衆浴場用	口径75ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	20円
				8立方メートルを超える分	57円

別表第2(第37条関係)

量水器の区分	金額
口径 25 ミリメートル以下のもの	量水器 1 個につき 120,000 円
口径 25 ミリメートルを超え 40 ミリメートル以下のもの	量水器 1 個につき 875,000 円
口径 40 ミリメートルを超え 50 ミリメートル以下のもの	量水器 1 個につき 1,350,000 円
口径 50 ミリメートルを超え 75 ミリメートル以下のもの	量水器 1 個につき 3,250,000 円
口径 75 ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市簡易水道条例(以下「新条例」という。)第 28 条から第 29 条の 2 まで及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る簡易水道料金(以下「料金」という。)について適用し、施行日前の簡易水道の使用に係る料金(施行日以後における料金の算定期間に、施行日前の期間が含まれる場合を含む。)については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第 1 及び前項の規定にかかわらず、施行日から令和 10 年 3 月 31 日までの間の使用に係る料金(同年 4 月 1 日以後における料金の算定期間に、同日前の期間が含まれる場合を含む。)は、附則別表第 1 に定めるところにより算出して得た額に、当該額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 の税率を乗じて得た額(以下「消費税額等」という。)を加えた額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合における新条例第 28 条並びに第 29 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定の適用については、新条例第 28 条中「別表第 1」とあるのは「相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例(令和 6 年相模原市条例第 44 号。以下「一部改正条例」という。)附則別表第 1」と、新条例第 29 条の 2 第

1 項第 1 号及び第 2 項中「別表第 1」とあるのは「一部改正条例附則別表第 1」とする。

- 4 新条例別表第 1 及び附則第 2 項の規定にかかわらず、令和 10 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間の使用に係る料金(同年 4 月 1 日以後における料金の算定期間に、同日前の期間が含まれる場合を含む。)は、附則別表第 2 に定めるところにより算出して得た額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合における新条例第 28 条並びに第 29 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定の適用については、新条例第 28 条中「別表第 1」とあるのは「相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例(令和 6 年相模原市条例第 44 号。以下「一部改正条例」という。)附則別表第 2」と、新条例第 29 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項中「別表第 1」とあるのは「一部改正条例附則別表第 2」とする。

附則別表第 1 (附則第 3 項関係)

1 月当たりの料金表

用途	量水器の 区分	料金の種別			
		基本料金		従量料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
家事用、 業務用及 び一時用	口径 25 ミリメー トル以下	4 立方メー トル以下の 分	890円	4立方メートルを超 え8立方メートル以 下の分	18円
				8立方メートルを超 え15立方メートル 以下の分	123円
				15立方メートルを 超え20立方メー トル以下の分	134円
				20立方メートルを 超え30立方メー トル以下の分	180円

			30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	245円
			50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	270円
			100立方メートル を超え300立方メ ートル以下の分	288円
			300立方メートル を超え1,000立 方メートル以下の分	316円
			1,000立方メー トルを超える分	403円(家事用に あつては、316 円)
口径30 ミリメー トル	10立方メ ートル以下 の分	1,300円	10立方メートルを 超え15立方メー トル以下の分	123円
			15立方メートルを 超え20立方メー トル以下の分	134円
			20立方メートルを 超え30立方メー トル以下の分	140円
			30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	175円
			50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	200円

			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	208円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
			1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
口径40 ミリメー トル	30立方メ ートル以下 の分	6,000円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	175円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	200円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	208円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
			1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
口径50 ミリメー トル	50立方メ ートル以下 の分	11,500円	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	200円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	208円

				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
				1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
	口径75ミリメートル	100立方メートル以下の分	27,010円	100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	208円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
				1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
公衆浴場用	口径75ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	19円
				8立方メートルを超える分	57円

附則別表第2(附則第4項関係)

1月当たりの料金表

用途	量水器の区分	料金の種別			
		基本料金		従量料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
家事用、業務用及び一時用	口径25ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	19円
				8立方メートルを超える分	138円

			え15立方メートル以下の分	
			15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	149円
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	200円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	265円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	290円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	313円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	341円
			1,000立方メートルを超える分	433円(家事用にあつては、341円)
口径30ミリメートル	10立方メートル以下の分	1,300円	10立方メートルを超え15立方メートル以下の分	138円
			15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	149円
			20立方メートルを	180円

			超え30立方メートル以下の分	
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	230円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	255円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	273円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	296円
			1,000立方メートルを超える分	383円(家事用にあつては、296円)
口径40 ミリメー トル	30立方メ ートル以下 の分	6,000円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	230円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	255円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	273円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	296円
			1,000立方メー	383円(家事用に

				トルを超える分	あつては、296円)
	口径50 ミリメー トル	50立方メ ートル以 下の分	11,500円	50立方メー トルを 超え100立方メ ートル以下の分	255円
				100立方メー トルを 超え300立方メ ートル以下の分	273円
				300立方メー トルを 超え1,000立 方メートル以下の分	296円
				1,000立方メ ートルを 超える分	383円(家事用に あつては、296 円)
	口径75 ミリメー トル	100立方 メートル以 下の分	27,010円	100立方メー トルを 超え300立方メ ートル以下の分	273円
				300立方メー トルを 超え1,000立 方メートル以下の分	296円
				1,000立方メ ートルを 超える分	383円(家事用に あつては、296 円)
公衆浴 場用	口径75 ミリメー トル以下	4立方メ ートル以 下の分	890円	4立方メー トルを 超え8立方メー ートル以 下の分	20円
				8立方メー トルを 超 える分	57円